

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について報告いたします。

1 改正理由

本件は、町田市立小学校等において臨時休業、学校行事の実施日の変更等により学校給食の提供を受けることができない場合において、提供を受けることができなかった給食費を減額するよう規則を一部改めるため、改正しました。

2 改正内容

改正内容は次のとおりです。

- (1) 臨時休業、学校行事の実施日の変更等により学校給食の提供を受けることができない場合において、欠食期間および減額期間について改めました。(第8条関係)
- (2) その他文言の整理を行いました。

3 施行期日

令和5年11月15日から施行し、改正後の町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の規定は、同年4月1日から適用します。

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
	減額することができる場合	減額する額		減額することができる場合	減額する額
略	略	略	略	略	略
4	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） <u>第63条前段（同令第79条において準用する場合を含む。）の規定による臨時休業、学校行事の実施日の変更、給食室の改修工事その他これらに準ずる理由により、学校給食等実施予定日において市が学校給食等を実施しないとき。</u>	1食当たりの額に、当該学校給食等を実施しない日数を乗じて得た額	4	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業により、学校給食等実施予定日について市が連続して3日以上学校給食等を実施しないとき。	1食当たりの額に、当該学校給食等を実施しない日数から2日を減じた日数を乗じて得た額
			5	<u>給食室の改修工事その他の理由（学校保健安全法第20条に規定する臨時休業を除く。）により、学校給食等実施予定日において市が学校給食等を実施しないとき（当該学校給食等を実施しないことが、その3日前までに決定されたときに限る。）。</u>	<u>1食当たりの額に、当該学校給食等を実施しない日数（当該学校給食等を実施しないことが、その3日前までに決定された部分に限る。）を乗じて得た額</u>
5	1の項から4の項までに掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が別に定める額	6	1の項から5の項までに掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、令和5年4月1日以後に納期限が到来する学校給食費等について適用し、同日前に納期限が到来した学校給食費等については、なお従前の例による。